

間接取引（356条1項3号）

1 間接取引とは

会社・第三者間の取引であって、外形的・客観的に（直接取引と同程度に）会社の犠牲において取締役
役に利益が生ずるもの。

∴取引の効力を左右する承認手続を経る上で、対象範囲を明確にする必要がある。

例) 債務保証, 債務引受, 物上保証。

↓

直接取引について名義説に立つ場合は、直接取引の範囲は形式的に画したうえで、実質的な損益の帰
属が問題となる場面はすべて間接取引の問題として処理するのが、会社法の条文の文言に素直な解釈で
ある。

2 類型（「取締役」の）

○「取締役」の債務を保証

×「取締役」と取引（直接取引の問題）

○「取締役が代表取締役を務める他社」の債務を保証+当社を当該取締役が代表→①

∴自己の利益と同じくらい他社の利益を図ろうとする危険がある。

△「取締役が代表取締役を務める他社」の債務を保証+当社を別の取締役が代表→②

㊦間接取引でないとする見解

∴間接取引に該当するためには、利益相反取締役が取引に直接的に関与しており、取引条件の決
定に影響を及ぼしやすい立場にあることを要する。

㊧間接取引とする見解

∴利益相反取締役が当社を代表しない場合であっても、取引当事者となっている他の取締役に対
して、有利な取引条件を定めるよう働きかける危険がある。

○「取締役が代表取締役を務める他社」と取引（ただし、当該取締役以外の者が他社を代表⁷³）→③

○「取締役が株式の100%を有する他社」の債務を保証⁷⁴→④

∴当該取締役は、他社と同視できる。

○「取締役が株式の100%を有する他社」と取引（直接取引 or 間接取引）→⑤

△「取締役が株式の51%を有する他社」の債務を保証（有力）→⑥

∴当該取締役が、当社の利益を害し、他社の利益ひいては当該取締役自身の利益を図るおそれが外
形的・客観的に認められる。また、これを間接取引に含めても、間接取引の範囲の明確性は損な
われない。

△「取締役が株式の51%を有する他社」と取引（有力）→⑦

×「取締役が平取締役または監査役を務める他社」の債務を保証→⑧

∴会社と取締役の利益衝突の危険性が典型的に存するとはいえない。

×「取締役が平取締役または監査役を務める他社」と取引→⑨

⁷³ 別の取締役が他社を代表すれば、直接取引には該当しない。

⁷⁴ このような利益が取締役自身に帰属したと同視できる場合に、428条1項類推により無過失責任とする見解もある。

